

## 令和7年9月定例会 一般質問議事録(抜粋)

◆三宅和広議員 てんどう創生の会、4番手、三宅和広でございます。よろしくお願ひいたします。

今年のラ・フランスマラソンですが、スタジアムのトラックが使えないために、定員を大きく超えて受け付けることができず、8月13日で定員の5,000人に達し、エントリーを終了しました。今回も、全国から多くの方々が参加されます。大いに盛り上がってほしいものと思います。

私も、ラ・フランスマラソンには毎年参加してきましたが、今年は、同じ日、11月2日に、市民文化会館ホールで開催される「愛の妙薬」というオペラに農民役として出演いたします。そのため、今年はスポーツではなく、文化活動のほうで頑張らせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、国の災害避難所の取組指針とガイドラインの改定を受けた本市の対応についてと、学校給食費の無償化に関連した、不登校のための長期間給食を利用しない場合の対応についての2点についてお伺いします。

まず、国の災害避難所の取組指針とガイドラインの改定を受けた本市の対応についてお伺いします。

国では、8月30日から9月5日までの1週間を防災週間としています。現在、防災週間に当たりますので、今回、災害避難所の在り方について質問をさせていただきます。

昨年12月、内閣府は、能登半島地震を踏まえて、災害対応の在り方や、災害や紛争時の人道支援における最低限の基準を定めたスフィア基準を踏まえて、避難所の取組指針・ガイドラインを改定しました。

改定されたのは3つあり、一つ目は、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、二つ目は、避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、三つ目が、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインの3つです。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインでは、「前提となる事項の理解～『質の向上』の考え方～」として、次のように明記しています。

「避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送

る場所です。公費や支援を得ての生活であることから「質の向上」という言葉を使うと「贅沢ではないか」というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう「質の向上」とは「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なる考え方であるため、「贅沢」という批判は当たりません。本ガイドラインは、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すものです。しかし、発災直後の初動期においては、いくら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現されることは限りません。時系列に避難所環境の改善を目指さなければ、避難者の健康を維持することはかないません。避難所生活が長期化するなど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼし、その後の生活再建を大きく阻害する要因となりかねません。段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえるでしょう。東日本大震災後は、海外から多くの支援者が訪れました。我が国の応急・復旧の迅速さに称賛する声があった一方で、避難所の生活環境については、国際的な難民支援基準を下回るという指摘があつたことは重く受け止めなければなりません。阪神・淡路大震災以降、避難所の確保については、一定の進展が見られたと評価できますが、次の目標は、その「質の向上」です。被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、るべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。スフィア・プロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るために主要な分野における最低限満たされるべき基準をスフィア・ハンドブック」にまとめています。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えるときの指標となる国際基準となります。」。

長くなりましたが、避難所の質の向上の考え方を紹介させていただきました。このように、今回の改定は避難所の質の向上を目指したものであり、その主な具体的な内容として、避難所における生活空間の確保として、パーティションの設置や段ボールベッドの導入が明記されたこと。トイレの確保・管理として、トイレカーやトイレトレイラーを用いた整備案が追加されたこと。食事の質の確保として、キッチンカーの利用や飲食業協同組合からの調理人派遣の活用

も推奨されたことなどが挙げられます。

本市では、今回のこの避難所の取組指針やガイドラインの改定を受け、具体的にどのような対応をしているのかお伺いします。

次に、学校給食費の無償化に関連した不登校のために長期間給食を利用しない場合の対応についてお伺いします。

先日、斎藤議員からも同様の質問がありましたが、視点を変えて改めてお伺いいたします。

今年度から、小学校においても学校給食費の無償化が始まり、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られています。

賄い材料費を市が負担することにより、保護者が給食費を負担することがないようにしました。

また、市外の小・中学校に通学する児童・生徒については、給食費相当分の費用を助成し、等しく、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。

いずれも、子育て世帯の経済的負担が軽減され、好評の施策です。

国においても、学校給食費の無償化の議論が始まっています。その中で公平性の観点から、不登校やアレルギーなどで、実際に給食を利用しない児童・生徒への対応が課題として挙げられています。

本市においても、不登校の児童・生徒の保護者から、経済的負担が軽減されず、公平性に欠けるとの指摘があります。

市外の小・中学校に通学する場合は、給食費相当分の費用が助成されますが、市外の小・中学校に通学する場合と同じように、天童市学校給食センターで提供する給食を食べない不登校の場合には、何の補助もないことが公平性に欠けるという指摘です。

不登校などのために、長期間にわたり給食を利用しない場合には、市外の小・中学校に通学する場合と同様に、給食費相当分の補助金を交付してはどうでしょうか。

また、アレルギーのために、牛乳を全く飲まない児童・生徒がいます。この場合、牛乳に代わる豆乳などの代替食を持ち込んでいると聞きます。

無償化される前は、アレルギーのために牛乳を全く飲まない場合は、牛乳分が返還されていました。

アレルギーのために牛乳を全く飲まない場合も、牛乳相当分の補助金を交付してはどうでしょうか。教育長の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

◎新関茂市長 三宅和広議員の御質問にお答え申し上げます。

「災害避難所について」の「国の避難所の取組指針・ガイドラインの改定を受けた本市の対応について」申し上げます。

国は、令和6年12月に、自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインを公表し、その主な内容は、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保などとなっております。

トイレの確保につきましては、スフィア基準により、災害の発生当初は、備蓄している携帯トイレや簡易トイレなどを含めて、避難者50人当たり1基のトイレが必要となります。

本市では、現在、県内の自治体や事業者と、仮設トイレやトイレカーの支援を受けるための災害応援協定を締結しておりますが、トイレの数はスフィア基準を満たしておりません。

そのため、今後とも年次計画により、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を行ってまいります。

食事の質の確保につきましては、現在、白米ではなく、五目御飯やカレーピラフなどに加え、補助食品としてビスケットを備蓄しております。

また、災害時には、学校給食センターの活用や、市内のスーパーと締結している物資の提供に関する応援協定などの様々な供給方法を活用しながら、食事の質の確保に努めてまいります。

生活空間の確保につきましては、段ボールベッドや簡易ベッド、ワンタッチパーテイションなどの、避難者の生活空間を確保するために必要な資機材を備蓄しております。

今後とも、避難者の生活環境の充実を図るため、計画的に必要な備蓄を行つてまいります。

◎工藤昭広教育長職務代理者 三宅和広議員の御質問にお答え申し上げま

す。

「学校給食費の無償化について」の「不登校のために長期間給食を利用しない場合の対応について」申し上げます。

昨日の齊藤美千代議員の御質問でもお答え申しましたが、本市では、義務教育課程での負担軽減として、学校給食費の無償化事業を実施しているところであります。

御指摘のとおり、様々な要因により、学校で給食を食べられない児童・生徒がいると認識しておりますが、現在のところ、学校で給食を食べなかつた給食費相当額を支給することは想定しておりませんので、御理解をお願いいたします。

ただし、例外としまして、重度な食物アレルギー体質により、御自宅から昼食を持参している場合や、本市在住の児童・生徒であり、市外の学校へ通学し、学校給食費を負担している御家庭へは、本市の給食費に準じて費用を助成しております。

現在、国においては、給食無償化に関する課題の整理などが進められており、児童・生徒の様々な状況において、公平性の観点からも検討されていることから、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

◆三宅和広議員 御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

今年8月18日付の山形新聞に、共同通信社が調べた全国の市区町村に対して実施したアンケートがありまして、その中で、トイレの数ということで、「災害発生段階で50人に1人という条件をクリアしているかどうか」という問い合わせには、49%が「満たしていない」、それから、被災者1人当たりの居住面積、「1人当たり3.5平米という基準を満たしているか」という問い合わせに対しては、49%が「満たしていない」というような記事がありました。

県内の状況を見ても、避難所のトイレの数については、21自治体が満たしていない、約60%。それから、1人当たりの面積では、12自治体、34%が満たしていないというような回答でございました。

ちなみに天童市は、この二つの項目についての回答はどのようなものだった

のか。多分、クリアしているとは思うんですが、お知らせいただければと思います。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

トイレにつきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、スフィア基準を満たしておらないということでございます。

ただし、避難者1人当たりの面積につきましては、本市では4.0平方メートルを確保しております、国の基準である3.5平方メートルクリアしております。

以上です。

◆三宅和広議員 トイレは満たしていないということなんですが、今回、公民館のほうに備蓄倉庫を整備して、中をいろいろ対応されるということがあったと思うんですが、満たしていない要因というのはどのようなものなんでしょうか。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

トイレにつきましては、例えば仮定の話ですが、水道が使えるというような前提であれば、現在の屋内避難所におけるトイレの数は満たしていることになるんですけども、断水した場合に、スフィア基準を満たすほどの簡易トイレ等の整備が、まだできていないということです。

ちなみに、携帯トイレにつきましては、現在1万6,700枚備蓄しております、先ほど三宅議員から御指摘がありました、今年度、国の交付金を利用して、市立公民館に、トイレをした後に自動で密封される自動ラップ式の簡易トイレを3台ずつ整備する予定であります。

そういう整備を、今後とも計画的に続けていくことによって、スフィア基準を満たすことができるよう努力してまいります。

以上です。

◆三宅和広議員 了解しました。

地震の災害直後というものは、下水の施設が完璧に復帰しているかどうかを確認してからでないと水が使えないんですよね。下のほうに行ってしまったりし

て、被害が出たりすると困るので。

ですので、やはり発災直後は、簡易トイレ、携帯トイレ、そちらのほうの備蓄を進めていかなければならないのかなと思います。

その数ですけれども、行政、市として準備するというのは、ちょっと難しい部分もあるのかなと思います。

以前、この部分は自助によって対応しなきゃならないというようなお話をあつたんで、その辺のところ、やはり自助のところを強調していくようなことも必要なのかなという気がしております。その辺のところ、そのような対応をお願いしたいなというところでございます。

それから、今回の指針の改定に伴って、トイレカー、トイレトレーラーというものが導入を推奨されているようなことがあります。

以前、私がトイレトレーラーの導入について、令和5年の12月の定例会のときに、導入してはどうかなという提案をさせていただいたところでございますけれども、今回、この指針のほうにこういった具体的なものが出てきましたので、ぜひ改めて導入を検討されてはいかがかなという気がしております。

トイレネットワークプロジェクトというようなものがあって、これに加入すると、いざというときに、全国の自治体、加盟している自治体から派遣していただけるというようなことがありますので、そういった取組をぜひお願いしたいなと思うところでございます。

7年度までは、今年度までは、国の補助金が70%、地方債で出るような、事業債として出るようなものがありますので、そういったもの、来年度以降は続くかどうか分かりませんが、もし、続くようであれば、こういったものを導入して、それから残りの30%については、クラウドファンディング型のふるさと納税とか、そういったものを活用して、実際に購入している自治体があるようでございますので、その辺のところ、ぜひ御検討していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

トイレカーにつきましては、現在、本市として、県内の市町村や事業者と、災害時における応援協定を締結しております、それに基づきまして、必要時に、災

害の発生時に支援を受けることが可能でございます。

また、このたび、8月22日からになりますが、県のトイレカーの運用要綱なども設定されましたので、そちらのほうも活用しながら、トイレカーにつきましては対応していきたいというふうに考えております。

なお、御指摘がありましたトイレトレーラーにつきましては、お話をありました災害トイレネットワークプロジェクトに参加するためには、牽引免許の取得の必要性、また、設置場所の確保の問題、また、参加するために、70%の地方交付税措置はございますが、事前に牽引タイプ、また自走タイプのトラックのトレーラー、約1,500万円相当になりますが、それを購入する必要があるというような条件がございましたので、ちょっと財政的な検討も必要かと思いますが、現在のところは、トイレトレーラーにつきましては考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◆三宅和広議員 いろいろ財政的なものがあるということでございますけれども、いざというときに備えるという意味では、考えていただいたほうがよろしいのかなと思いますので、継続的に検討していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

もう一つ、トイレのほうで仮設トイレがございますが、協定を結んで、いざというときには出していただけるような協定を結んでいるところでございますけれども、今回、指針の中で、仮設トイレというものの内で、快適トイレというものを考えたほうがいいんじゃないかなというようなことがありました。

快適トイレというのは、洋式便器であったり、水洗であったり、それから臭気対策、臭いの対策であったり、それから照明設備があったりというような、こういったトイレを活用したほうがいいよというようなことでございます。

具体的に災害が発生して、業者さんから、事業者さんから派遣してもらうときに、天童市として、こういったものを強く求めていく必要があるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

簡易トイレにつきましては、災害協定を結んでいる事業者等に対しましても、災害の発生時には、支給してくださるように強くお願ひいたしますが、先ほど私申し上げました自動ラップ式のトイレもそれに当たりまして、従来であれば、携帯トイレですね。トイレが終わった後、自ら凝固剤を入れていただきて、廃棄していただくような形になるんですが、今年度、市立公民館に整備する自動ラップ式トイレにつきましては、それが簡易トイレの形をしておりましてバッテリーが入っております。それに携帯トイレをセットして、トイレが終わって凝固剤を入れると、自動で密封するような形になります。

自ら携帯トイレを使用するよりも衛生的な処理ができますので、この簡易トイレ、コンパクトに畳んで収納することもできますので、議員から御指摘がありました簡易トイレの一つとして、各施設に、今後計画的に整備してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆三宅和広議員 簡易トイレもそうですけれども、パーティションとか段ボールベッド、公民館のほうには設置されたわけなんですが、ほかの小・中学校、規模的には公民館よりも収容人数が多いところになります。数的にも多いところかと思うんですが、今後の予定というもの、パーティションとか段ボールベッド、それから今の自動ラップ式トイレの、今後の予定というものはどのようになっていますでしょうか。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

繰り返しになりますが、今年度、国の交付金を活用しまして、各市立公民館にパーティションや簡易ベッド、ワンタッチパーティション、いわゆる簡易のテントになりますが、それらを整備する予定です。

来年度以降ですが、次の優先順位といたしまして、小・中学校のほうに、同じくこれらの資機材を計画的に備蓄してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆三宅和広議員 よろしくお願ひいたします。

次のキッチンカーの利用とか飲食業協同組合からの調理人派遣というようなことが、今回示されたわけなんですが、この辺のところ、実際現在まだ、こういったことまでには取り組まれていないと思いますが、今後どのように対応していかれる予定なのかお伺いします。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

このたび、国の考えにより、キッチンカーや飲食業協同組合等からの調理人の派遣というような施策について指針がありました。

キッチンカーにつきましては、基本的には個人事業主の方が多いのかなと思いますが、中には事業者の方がやっておったり、ちょっとまだ精査しておりませんが、キッチンカーの団体等があるのかなというふうにも思いますので、これらにつきましては、今後、応援協定を締結することができるかどうか協議してまいりたいと思います。

また、調理人の方を派遣していただくことにつきましては、現在、商工会議所さんと災害時における協定を締結しております。その中で、調理人の方を災害時に派遣していただけるのかどうか、今後、商工会議所さんのほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆三宅和広議員 よろしくお願ひいたします。

食事の質の確保というか、そういったことで、先ほど御答弁の中で、五目御飯を取り入れられたとかお話がありました。

今年6月27日になるんですが、環境福祉常任委員会のほうで、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会さんの山形県リハビリセンターというところに視察に行ってまいりました。

そのときに紹介していただいたのが、「やまがた発備蓄用缶入りパン」というようなもので、「安心、缶」という名前なんだそうですが、試食させていただきました。大変おいしいものでした。災害時に、こんなおいしいものが食べられたらすばらしいなと思ったところでございます。

備蓄の食料として、こういったものを御検討いただければよろしいのかなという気がいたします。いかがでしょうか。

◎石山真一総務部危機管理監 お答えいたします。

いわゆる「安心、缶」につきましては、昨年度、本市のほうでも購入をさせていただいたところです。

私、4月から危機管理室にまいりましたが、試食をさせていただいたところ、大変おいしかったのを覚えています。

今年度も、引き続き購入のほうをさせていただきたいと思っております。  
以上です。

◆三宅和広議員 よろしくお願ひいたします。

これまでも、冷たい体育館などで床に雑魚寝とか、そういったことがあったり、トイレが不足して、飲食を我慢して、災害関連死にもつながったなんてことが取り上げられていました。

災害時だから仕方がないというものではなく、避難所の質的な生活環境を整備する必要がある。今回の指針等の改定は、こういったことなのかなと思っております。

今回取り上げましたほかにも、避難所の暑さ対策、それから寒さ対策、こういったものも課題としてあるのかなと思います。

こうしたことを解決して、ぜひ防災の先進地となって、天童が防災の先進地と言われるようになって、防災対策が進んでいるから、「住むんだったら天童市」と言われるような、そういうものになってほしいなと思っております。

ぜひ前向きに御検討をいただきますようお願いいたします、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、学校給食費の無償化に伴うほうに移らせていただきます。

現在、給食を止めている児童・生徒さんってどれぐらいいらっしゃるのか。また、牛乳を止めている児童・生徒さんってどれぐらい現在いらっしゃるんでしょうか。その辺の数をお知らせください。

◎松本孝志教育次長 お答え申し上げます。

まず最初に、給食を止めていらっしゃる児童・生徒数ということでありますけれども、手持ちの資料におきましては、1学期末の資料でございますけれども、給食を止めている数は 20 名ほどいらっしゃいます。

また、もう一点の牛乳でございますけれども、こちらにつきましては、8月現在の状況でありますけれども、71 名ほどになってございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 確認なんですが、給食を止めいれば、当然その分、食数としては作らないわけなので、材料費がかからないという理解でよろしいんでしょうか。

それから、牛乳も止めれば、当然購入しないわけでしょうから、購入費はかかるないという理解でよろしいんでしょうか。

◎松本孝志教育次長 議員おっしゃるとおりでございます。

◆三宅和広議員 ありがとうございます。

今回の学校給食費無償化事業ということで、当初予算の補足資料の中に、今回の事業目的、それから趣旨というようなところがありました。

事業目的は、小・中学生の学校給食を無償化し、子育て世帯が抱える経済的負担の軽減と、安心して子育てができる環境整備を図るというようなものでございました。

目的は、子育て世帯が抱える経済的負担を軽減することだと思うんですが、不登校であっても昼食は食べるわけなんですね。なので、経済的負担はあるわけなんですが、不登校の場合の、経済的負担の軽減というものは図らないでよろしいという理解でしょうか。

◎松本孝志教育次長 申し上げます。

今回の制度につきましては、これまで学校給食費としまして、義務教育の課程の中において、給食費が非常に負担が大きいというようなことで、給食の無

償化事業を実施したところでございます。

先ほど答弁にもありましたとおり、このたびの制度につきましては、保護者の皆様が負担していたものを、そして、児童・生徒が学校で食べた給食費を頂かないというような制度でございます。

したがいまして、学校で給食を食べなかった給食費相当額を支給するということではございません。でありますので、食べられなかった部分について、費用を、その相当額を支給するというような考え方でございませんので、御理解願いたいと思います。

◆三宅和広議員 先ほど申し上げました事業目的の目的というものは、子育て世帯が抱える経済的負担の軽減だと思うんです。それを実現する方法として、給食費を無償化するのかなと思うんです。

目的を達成するんであれば、負担軽減というものであれば、当然不登校であった場合でも、軽減されるべきなのかなという気がするんです。

市外の小・中学校に通っている、天童市の学校給食センターの給食を食べない方、それから、アレルギーで実際に弁当を持参して、2人いらっしゃるというのを、昨日、説明があったかと思うんですが、そういった方には補助金を出しているということから考えると、不公平なのかなという気がします。その辺いかがでしょうか。

◎松本孝志教育次長 お答え申し上げます。

実際、給食を食べた方の給食費を無償化にするというような、先ほど繰り返しになりますけれども、そういう制度でございます。

アレルギーの方につきましては、昨日も2名ということで説明させていただきましたけれども、アレルギーの方は、全く食物を食べられないということで、学校に保護者の方が作った弁当を持参して食べているということで、学校の中で給食に代わって食べているという方でございます。

また、市外の小・中学校等に通われている方といいますのは、実際は学校に通われまして、皆さんと一緒に給食を食べているというようなことでございまして、その食べた費用につきましては、一律に無償化になっていないというよう

な状況がありますので、天童市在住の児童・生徒様に関しましては、食べた分については無償化になるような制度ということで、支給を行っているというような制度でございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 天童市内に在学する児童・生徒であるにもかかわらず、給食を食べたか食べなかったか、それで対応が違うのはどうなのかなという気がします。

不登校であることや、またアレルギーであることで、差別的に扱われているような気がするんですね、私的には。

その辺のところ、ぜひ不登校の場合、それからアレルギーの場合に、市外の小・中学校に通う児童・生徒さんと同じような取扱いをぜひしていただければいいのかなという気がします。ぜひ御検討していただければなと思います。

不登校で給食を食べないとか、アレルギーのために牛乳を飲まないというのは、本人が望んでそうなったわけではないんですね。誰でも、そういったことは起こり得るものだなと思います。

給食を食べた、食べないということで対応が違うのは、公平性に欠けるのではないかという気がします。その辺のところ、ぜひ前向きに検討していただければと思います。最後にいかがでしょうか。

◎松本孝志教育次長 お答え申し上げます。

今回の制度、繰り返しになりますけれども、保護者が負担していた給食費を市が負担するというようなものでございまして、学校で食したものを、その費用をいただかないというようなことでございますので、制度の考え方が議員とちょっと異なりますけれども、今回の制度につきましては、昼食費を負担するというようなものでございませんので、そちらの考え方につきましては、今の制度を続けていくような考えて進めさせていただきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

◆三宅和広議員 了解しましたとはなりませんが、私も今後、検討してまいりたいなと思っております。

今回いろいろ調べたときに、東京都八王子市が、不登校の小学生が、市の給食センターに来て給食を食べるというような取組をされておりました。給食センターが、第二の居場所として機能しているというような取組でございました。

昨日、齊藤議員のほうで、お弁当にして持つておるというようなお話をありました。こういった八王子市の取組なんかもありますので、そのようなところも、ぜひ今後も検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎新関茂市長 教育委員会所管ではございますが、私も非常に関わることでございますので、今回、私の選挙公約の中で、小・中学生完全給食費無償化というような公約の中で、今回、制度化に当たりまして、就任直後から、この制度化につきまして、どういう制度化しようということを考えた中で、三宅議員、そして、昨日の齊藤議員からの御指摘ありましたように、学校に行けない方はどうするかというようなことも、課題の一つとして検討させていただいたところでございます。

そういった中で、アウタースクールとか様々な形態ございますが、いろいろ調べてみると、やはりアウタースクール等にも1日いるわけではなくて、午前中で帰られる方とか、あるいは午後から来られる方とか、中には不登校の生徒さんの中にも、いつでも学校に行けるように、親御さんが給食を止めないという方もいらっしゃるような話もいろいろ伺ったところでございます。

そういういろいろ各県内及び全国的にも、進んでいる状況の市町村の事例を鑑みまして、大変申し訳ないんですが、現在のところはこのような制度をさせていただいていると。

ただ、教育長職務代理のほうから答弁ありましたように、国においても、給食無償化に関する様々な課題の整理などもやっておるようですが、その辺の動向を見まして、注視しまして、今後の対応をさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。